



Gibraltar
ジブラルタ生命

介護保障付終身保険

(低解約返戻金型)〔無配当〕



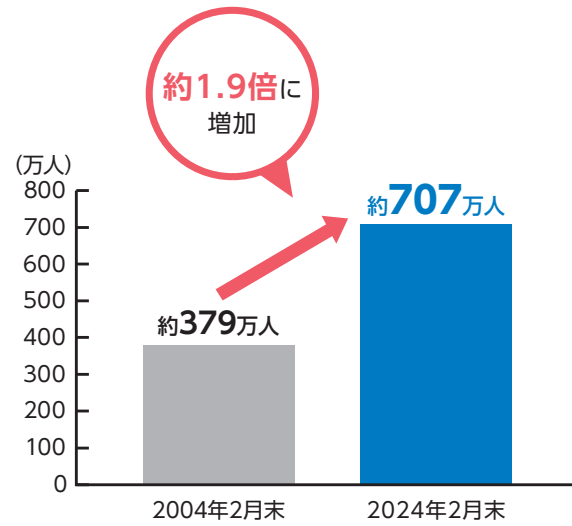
介護保障もある
一生涯の
保険です。



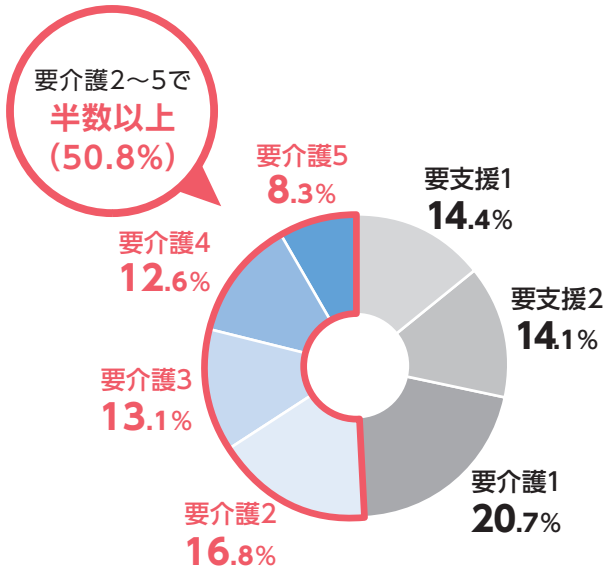
もしものとき
介護のとき。
その気がかりに
あんしんを。

誰にでも起こりうる「介護」の問題

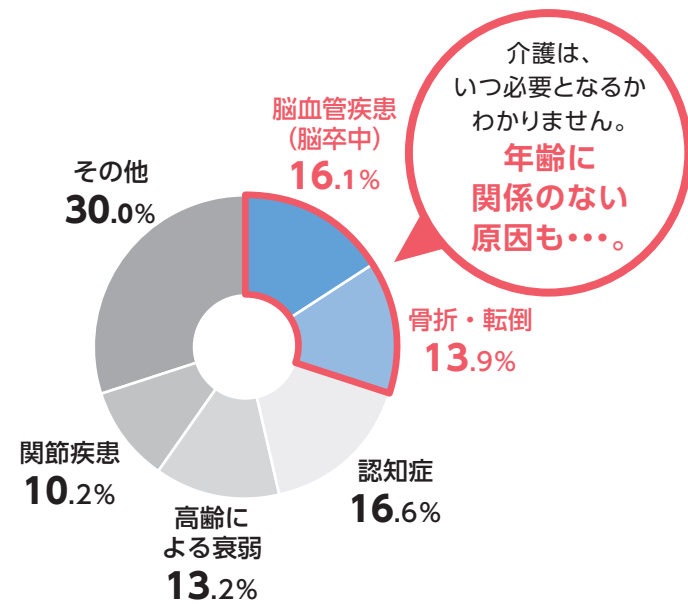
■要介護(要支援)認定者数の推移 出典1



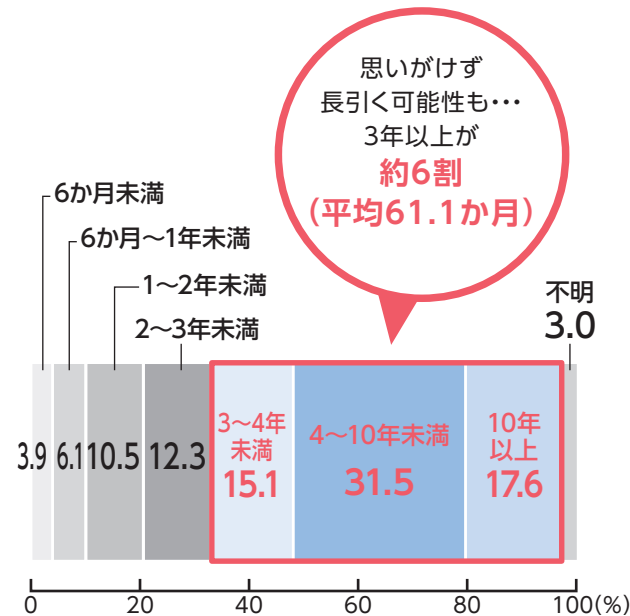
■要介護(要支援)度別認定者 出典2



■介護が必要となった原因 出典3



■介護期間 出典4



介護期間は、**長期**に渡ることも多く、その**原因も様々**です。年齢だけを理由に、他人事ではられません。

出典1 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版) 平成16年2月分・令和6年2月分」をもとにジブラルタ生命で作成

出典2 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版) 令和6年2月分」をもとにジブラルタ生命で作成

出典3 厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」をもとにジブラルタ生命で作成

出典4 (公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

出典5 (公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

出典6 厚生労働省 老人保健課「要介護認定の仕組みと手順(2016年6月)」

介護の費用

■介護にかかる初期費用 出典4

介護費用(一時的な費用の合計) **平均74万円**

参考 出典5

車いす	自走式	6～19万円	
	電動式	30～50万円	
特殊寝台		15～50万円	機能により金額は異なる
移動用リフト	据置式	20～50万円	(工事費別途)
	レール走行式	50万円～	(工事費別途)
ポータブルトイレ	水洗式	1～4万円	
	シャワー式	10～25万円	
手すり	廊下・階段・浴室用など	1万円～	サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)
階段昇降機	いす式直線階段用	50万円～	(工事費別途)

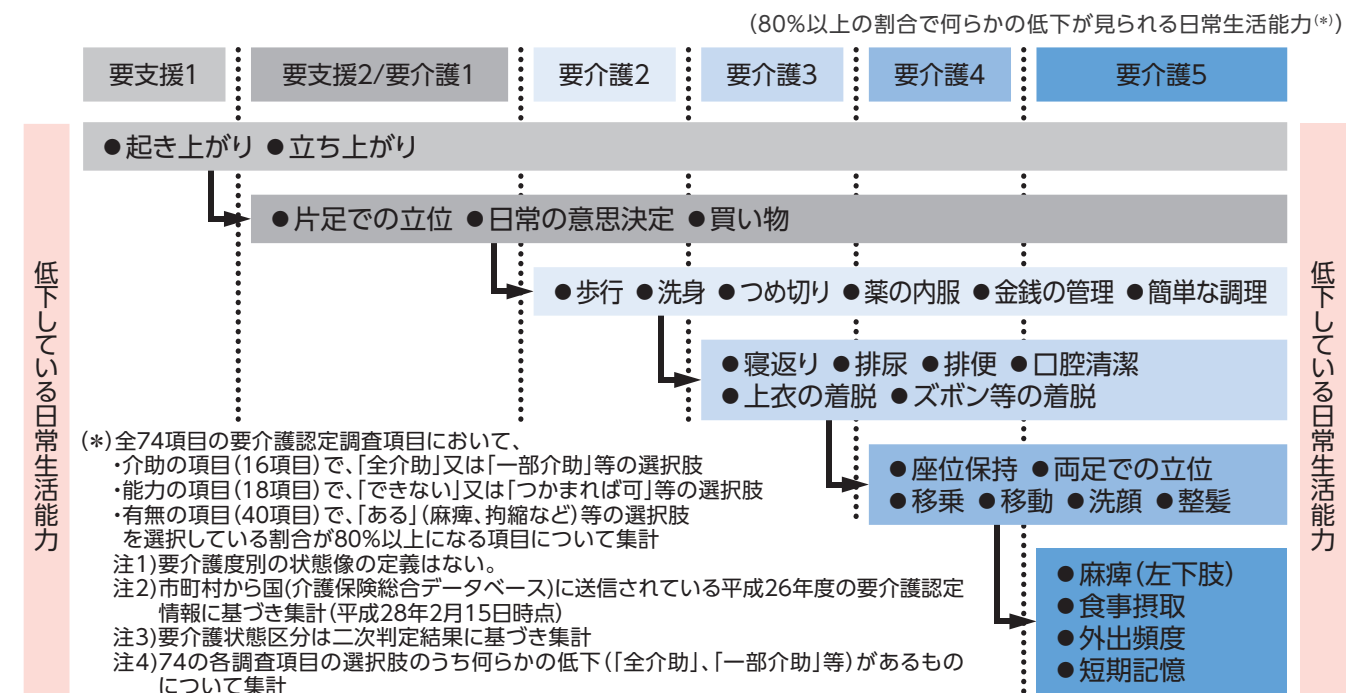
※金額は自費で購入した場合の目安です。
※公的介護保険の給付対象となる場合があります。

■毎月の介護費用(介護を行った場所別) 出典4

在宅 平均**4.8万円** **施設** 平均**12.2万円**

※「かかった(支払った)費用はない」を0円として平均を算出。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

要介護状態区分別の状態像 出典6



必要な備えについて

商品の特徴

商品のこくみ

お受取について

契約後の取扱について

「万が一のとき」「介護が必要になったとき」に備え、**一生涯続く保障**をご準備いただける保険です。



万が一の場合

死亡保険金をお受取りいただけます。

例えば ご遺族の生活資金や死後の整理資金等にご活用いただけます。



最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。



高度障害状態になられた場合

高度障害保険金をお受取りいただけます。

例えば 住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費等にご活用いただけます。

※死亡保険金・高度障害保険金はいずれかのお受取りになります。



要介護状態になられた場合

公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき等に介護保険金をお受取りいただけます。

その後も死亡・高度障害保障が一生涯続きます。

(死亡・高度障害保険金の額は、介護保険金受取後に、介護保険金と同額が減額されます。)

例えば ご自身やご家族の生活費や介護費用としてご活用いただけます。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。



介護保険金割増年金支払特約を付加された場合

介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも割増された介護年金でお受取りいただけます。

詳しくは10・11ページをご覧ください。



低解約返戻金型ですので、保険料が低廉です。

この保険は低解約返戻金型です。

保険料払込期間中の解約返戻金額を、**低解約返戻金型としなかった場合の70%に相当する金額**とすることにより、低廉な保険料を実現しております。



「身体障害状態になられた場合」もしくは「介護保険金を受取られた場合」

不慮の事故によりジブラルタ生命所定の身体障害状態になられたときや、介護保険金をお受取りになられた場合

以後の保険料のお払込みが免除になります。

保障は
継続します

さらに

疾病障害による保険料払込免除特約を付加されますと、**疾病によりジブラルタ生命所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除**になります。

※この特約の付加には別途保険料が必要です。



ご存知ですか？

ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。

詳しくは7.13ページをご覧ください。



このマークがついたお取扱いにはご確認ください事項がございます。14ページの「くわしくは…」をご覧ください。

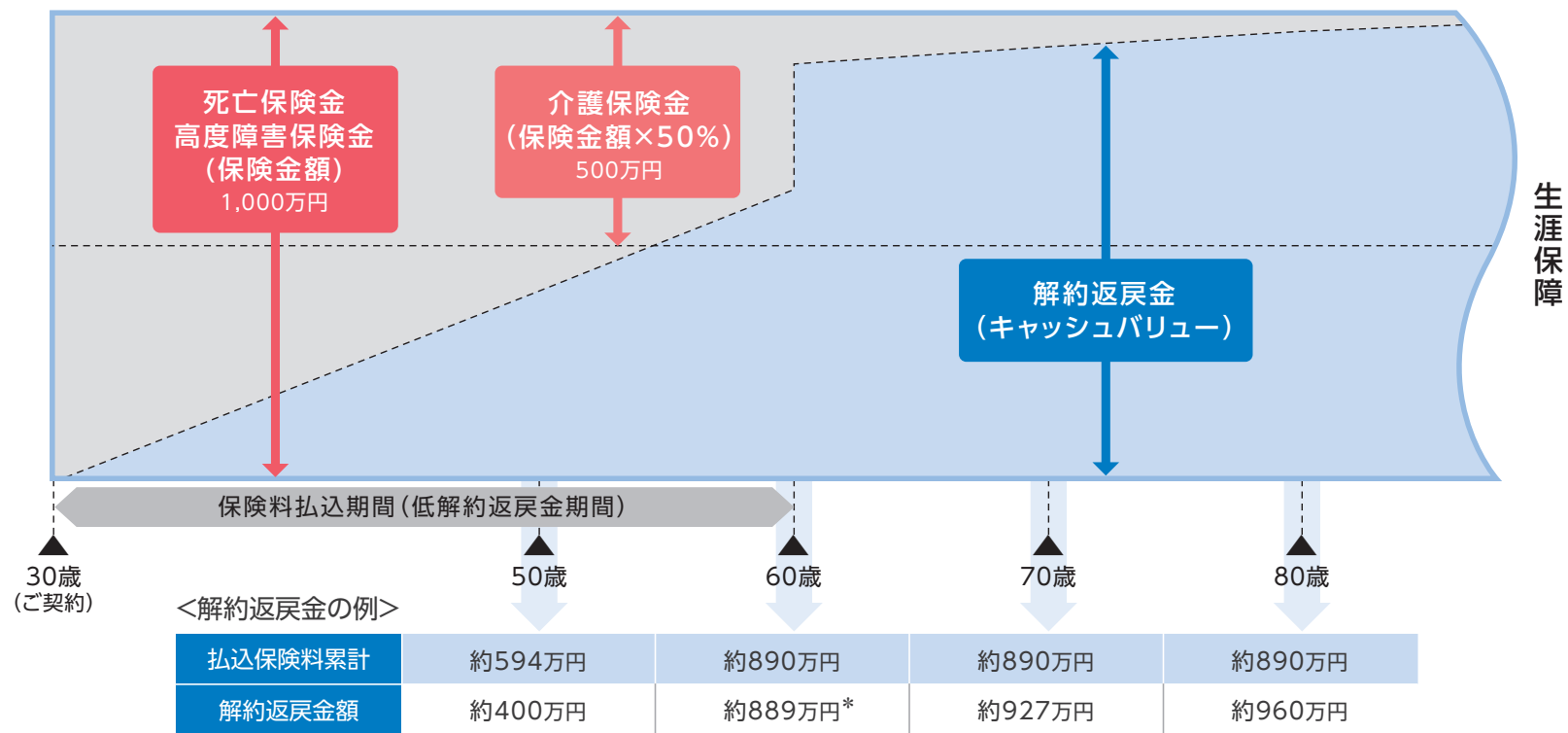
商品のしくみ

要介護状態になられたときに介護保険金をお受取りいただけます。
その後も死亡・高度障害の保障は一生継続します。

※介護保険金をお受取りいただくと、介護保険金と同額の保険金額が減額され、死亡・高度障害保障のみ継続します。
また、以後の保険料のお払込みが免除されます。
※死亡保険金・高度障害保険金は、いずれかのお受取りになります。

ご契約例

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳満了
- 保険料(月払・口座振替)：24,710円



※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。(ただし、表中の「*」印が表示された金額を表示しています。)

生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません



例えば 療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受ける等、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は非課税扱です

年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を死亡・高度障害保険金または解約返戻金を年金いただけます。

※解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日からお取扱いします。

〈ライフプランに合わせて年金の種類をお選びいただけます。〉

確定年金	保証期間付終身年金	保証期間付夫婦連生終身年金
一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。	生きている限り年金をお受取りになれます。	ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。

※上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

付加されますと、
としてお受取り

5年経過後より

いただけます。〉

特約保険料は必要ありません

例えば 【10年確定年金の場合】 上記ご契約例で、60歳のときに解約して年金で受取られる場合



※例示の年金額は、2024年9月17日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により、基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を大きく下回る可能性があります。

このマークがついたお取扱いにはご確認ください。14ページの「くわしくは…」をご覧ください。

必要な備えについて

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

契約後の取扱いについて

お受取りについて①

介護保険金を受取る(1) 要介護2以上等

公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき等に介護保険金をお受取りいただけます。



保険金の種類	お支払事由
介護保険金	次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

公的介護保険制度の要介護2以上の状態とは…

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

参考	区分	要介護度別の身体状態の目安(例)
軽度 ↓ 重度	2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。 衣服の着脱は何とかできる。 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3	食事や排せつに一部介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。 入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4	食事にときどき介助が必要で、排せつ、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	食事や排せつがひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 歩行や両足での立位保持はほとんどできない。 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典 (公財)生命保険文化センター「定年Go！」(2023年4月改訂版)をもとにジブラルタ生命で作成

このマークがついたお取扱いにはご確認ください。14ページの「くわしくは…」をご覧ください。

ジブラルタ生命所定の要介護状態とは…

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当した状態をいいます。

(1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態

①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に当てはまること

項目	いずれかに該当	
	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行  立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	〈次のいずれかの状態〉 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	〈次のいずれかの状態〉 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り  身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	何かにつかまっても1人で寝返りができない。	ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。

③～⑥のうち

「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に当てはまること(合計ポイントが3ポイント以上になること)

※同一項目の「全部介助の状態」と「一部介助の状態」を合計して3ポイントとすることはできません。

項目	各2ポイント	各1ポイント
	全部介助の状態	一部介助の状態
③ 入浴  浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	〈次のいずれかの状態〉 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	〈次のいずれかの状態〉 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ  排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	〈次のいずれかの状態〉 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分ため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取  眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難。(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む)
⑥ 衣服の着脱  眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

(2) 器質性認知症^(※1)と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害^(※2)があり、かつ、他人の介護を要する状態

(※1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷により、正常に成熟した脳が破壊され、知能が低下した状態
例:アルツハイマー病の認知症、レビー小体型認知症など

(※2) 時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態

必要な備えについて

商品の特徴

商品のついで

お受取りについて

契約後の取扱について

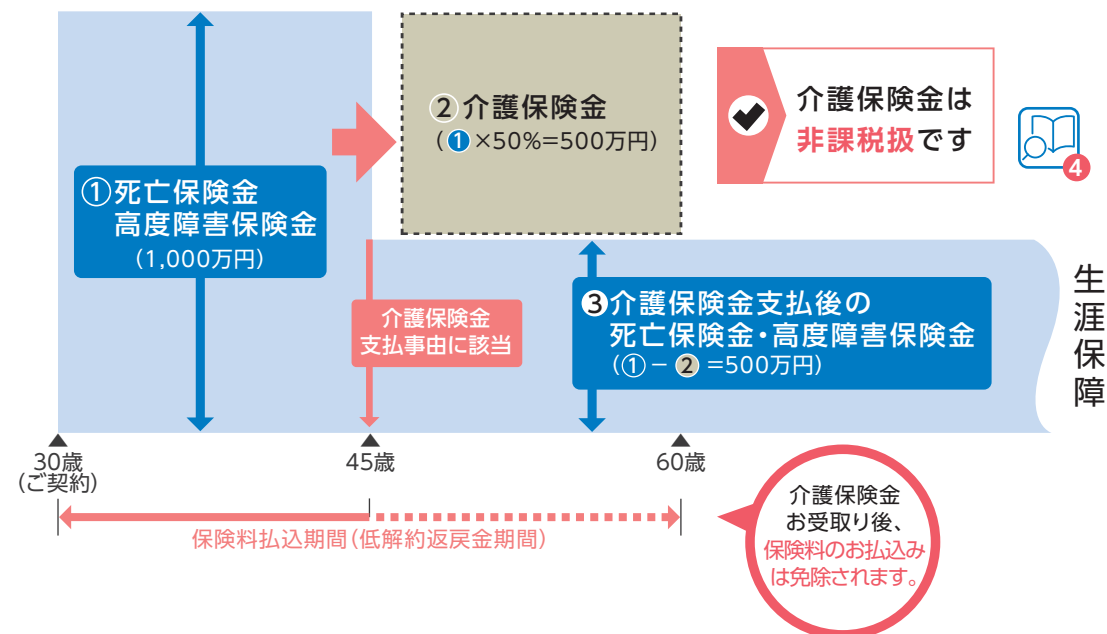
お受取りについて②

介護保険金を受取る(2) 要介護2以上等

例えば 所定の要介護状態に該当され、介護保険金をお受取りいただく場合・・・

5ページのご契約例の場合

- 介護保険金をお受取りいただいた後も、死亡・高度障害状態に対する**保障が一生継続**します。
(下図③部分)
- 介護保険金をお受取りいただいた場合、**以後の保険料のお払込みは免除**となります。



解約返戻金表 (③ に対応する解約返戻金)

介護保険金支払後の 経過年数	A.払込保険料累計 円	死亡・高度障害保険金 円	B.解約返戻金 円	解約返戻率 約(B÷A) %
5年 50歳	4,447,800	5,000,000	1,976,000*	44.4
10年 55歳	4,447,800	5,000,000	2,510,000*	56.4
15年 60歳	4,447,800	5,000,000	4,388,000	98.6
20年 65歳	4,447,800	5,000,000	4,488,000	100.9
25年 70歳	4,447,800	5,000,000	4,587,000	103.1
30年 75歳	4,447,800	5,000,000	4,682,000	105.2
35年 80歳	4,447,800	5,000,000	4,767,000	107.1

※経過年数は、介護保険金支払時から毎年の契約応当日までの年数およびその契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。(ただし、低解約返戻金期間満了直後(60歳時)の解約返戻金額は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)
※表中のBの項目に「*」印が表示されている場合は、低解約返戻金期間中(低解約返戻金割合70%相当)の解約返戻金額を表示しています。
※払込保険料累計は、介護保険金支払事由発現時までの保険料の累計です。

このマークがついたお取扱いにはご確認ください。14ページの「くわしくは…」をご覧ください。

介護保険金を年金で受取る(1)

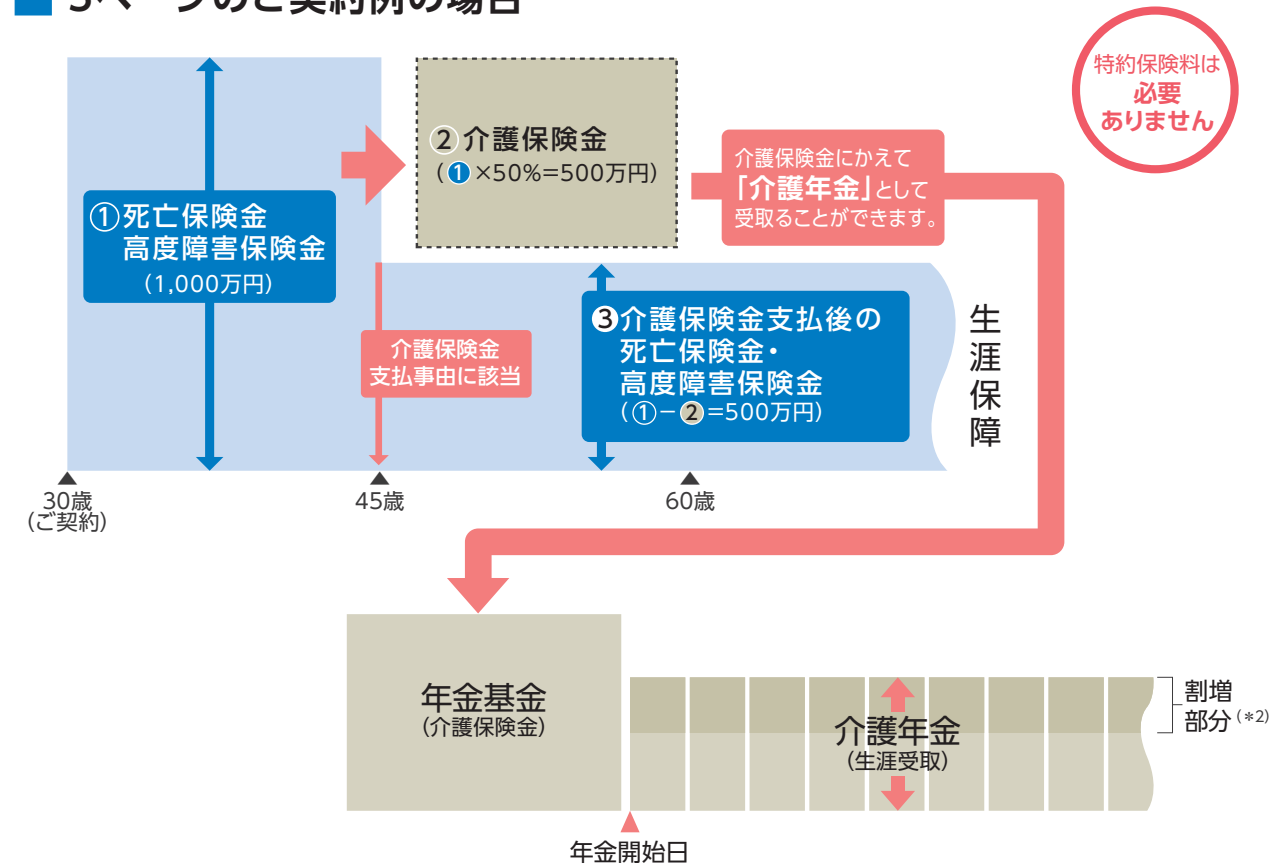
介護保険金を年金で受取る場合、以下の**年金種類**からお選びいただけます。

保険金の種類	年金種類		付加する特約
介護保険金 (全部または一部)	保証金額付介護終身年金 生きています限り介護年金をお受取りになれます。 年金基金に充当した額を保証	保証期間付介護終身年金 生きています限り介護年金をお受取りになれます。 保証期間：5年、10年、15年、20年	介護保険金割増年金支払特約
	確定年金 一定期間年金をお受取りになれます。 年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。	保証期間付夫婦連生終身年金 ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。	保険金等の支払方法の選択に関する特約

※ご契約時、介護保険金割増年金支払特約の年金種類は「保証金額付介護終身年金」となります。(法人・個人事業主契約以外の場合)
※保険金等の支払方法の選択に関する特約では、上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

介護保険金割増年金支払特約を付加されますと
介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも割増された介護年金^(※1)でお受取りいただけます。
(※1) 保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金をご選択いただけます。

5ページのご契約例の場合



(※2) 割増部分は年金開始日における基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出されるため、性別・年齢等により金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。

必要な備えについて

商品の特徴

商品のごくひみ

お受取りについて②

契約後の取扱いについて

お受取りについて③

介護保険金を年金で受取る(2)

■ 介護保険金(10ページの図中 ②)を介護年金で受取る場合
(介護保険金割増年金支払特約)

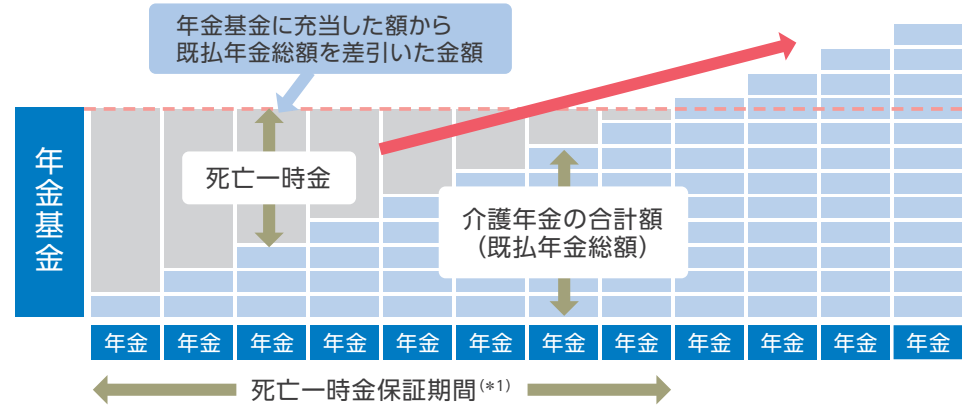
保証金額付介護終身年金



- ・被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金を受取り続けることができます。(年金開始日における被保険者の年齢は40歳以上とします。)
- ・死亡一時金保証期間^(※1)中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(年金基金に充当した額からすでにお受取りいただいた介護年金およびすでにお受取りいただくことの確定した介護年金の合計額を差引いた金額)をお受取りいただけます。

(※1) 死亡一時金をお受取りいただける期間をいい、年金開始日からお受取りいただく介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。

参考 介護年金の合計額と死亡一時金額の推移について(イメージ図)



■5ページのご契約例で、45歳時から介護保険金を保証金額付介護終身年金で受取られた場合

年金基金(介護保険金)	5,000,000円	介護年金額	126,913円
		通常の年金額(保証金額付終身年金)	119,446円

保証期間付介護終身年金



- ・被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金を受取り続けることができます。(年金開始日における被保険者の年齢は40歳以上とします。)
- ・保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額)をお受取りいただけます。

※この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に死亡された場合、お受取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回ることがあります。

■5ページのご契約例で、45歳時から介護保険金を10年保証期間付介護終身年金で受取られた場合

年金基金(介護保険金)	5,000,000円	介護年金額	143,633円
		通常の年金額(10年保証期間付終身年金)	136,162円

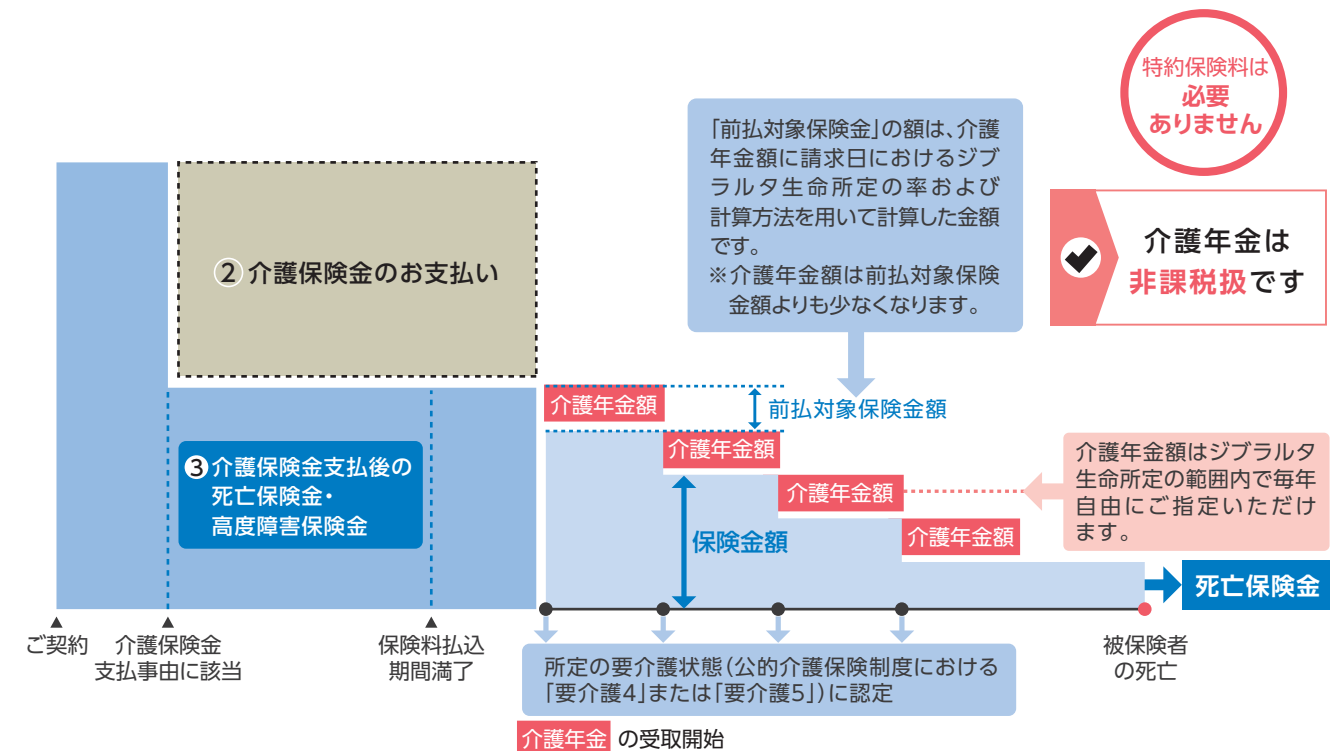
※例示の介護年金額・通常の年金額は、2024年9月17日現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づき算出したものです。実際の介護年金額・通常の年金額は、年金開始日の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の介護年金額・通常の年金額を大きく下回る可能性があります。

介護年金を受取る **要介護4または5**

「介護保険金」をお受取り後、より重度な要介護状態になられた場合・・・

介護前払特約(介護保険金支払後給付型)を付加されますと

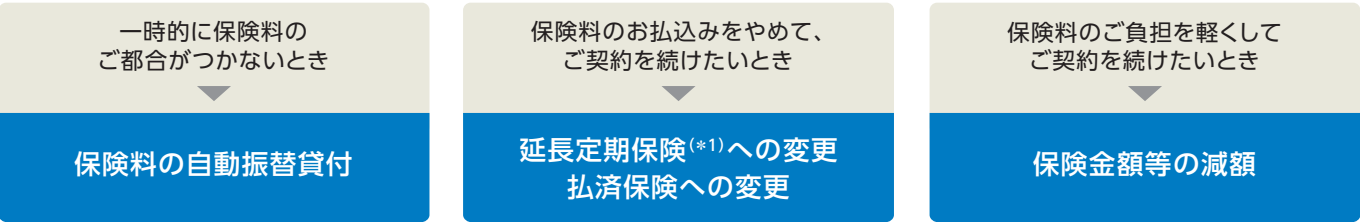
「介護保険金支払後」かつ「保険料払込期間満了後」、「被保険者の年齢が満65歳以上」で所定の要介護状態になられた場合、保険金額の一部を介護年金としてお受取りいただけます。



▶ このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。14ページの「くわしくは…」をご覧ください。

ご契約後の取扱いについて

■こんなときにはこんな方法があります。



(※1)延長定期保険に変更後は、死亡・高度障害保障のみとなります。

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

保険料例

■保険料例(月払・口座振替扱) 保険期間：終身 保険金額：1,000万円の場合
2024年9月17日現在
単位：円

保険料払込期間	男 性				女 性			
	契約年齢(被保険者)				契約年齢(被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	20,210	29,150	50,440	—	19,520	28,210	48,810	—
60歳満了	18,000	24,710	38,480	82,430	17,320	23,800	37,020	79,400
65歳満了	16,360	21,660	31,520	54,670	15,660	20,720	30,070	52,040
70歳満了	15,130	19,520	27,140	42,590	14,380	18,490	25,570	39,870
75歳満了	14,250	18,030	24,300	35,890	13,410	16,870	22,510	32,880
80歳満了	13,650	17,040	22,500	32,040	12,700	15,730	20,480	28,660
85歳満了	13,290	16,470	21,500	30,000	12,220	15,000	19,230	26,230
90歳満了	13,130	16,220	21,060	29,150	11,990	14,630	18,620	25,100

参考

■ご理解いただきたい公的年金(遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

遺族年金とは

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

※遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

老齢年金とは

リタイア後の生活を守るための公的保障として「**老齢年金**」があります。老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

※老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

※2024年8月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

くわしくは…

1 **死亡保険金即日支払サービスについて** ▶ 3ページ

このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円^(※2)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

(※2) 受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

2 **低解約返戻金期間中の解約返戻金額について** ▶ 4ページ

- この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額になります。

3 **リビング・ニーズ特約について** ▶ 5ページ

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありません。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年8月現在。将来変更になる可能性があります。)

4 **介護保険金のお受取りについて** ▶ 7・9ページ

- 介護保険金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年8月現在。将来変更になる可能性があります。)

5 **介護前払特約(介護保険金支払後給付型)について** ▶ 12ページ

- 介護年金のご請求は、前払対象保険金額が一被保険者につき3,000万円以内の介護年金額までご指定いただけます。ただし、主契約の残余保険金額が10万円となる介護年金額までとなります。
- ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額(前払対象保険金額)は、請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算されるため、異なる場合があります。
- 介護年金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年8月現在。将来変更になる可能性があります。)

必要な備えについて

商品の特徴

商品のつくり

お受取りについて

契約後の取扱いについて



お取り扱いについて

■契約年齢範囲・保険料払込期間

保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込期間														
	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	10年	15年	20年	25年	30年		
15～45歳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
46～50歳		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
51～55歳			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
56～60歳				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
61～65歳					●	●	●	●	●	●	●	●	●		
66～70歳						●	●	●	●	●	●	●	●		
71～75歳							●	●	●	●	●	●	●		

■保険料払込方法＜回数＞

月払、半年払、年払

■高額割引制度について

ご契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■付加できる主な特約

- ・介護保険金割増年金支払特約^(※1)
- ・介護前払特約(介護保険金支払後給付型)
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約^(※2)
- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約

(※1) 法人・個人事業主契約を除き、自動的に付加されます。
法人・個人事業主契約は、ご契約時に付加することはできません。

(※2) ご契約時に付加することはできません。

■その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人保険のご説明をしています。事業保険の場合やお申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。
※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年8月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。
個別のお取り扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。
※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま

0120-37-2269

募集代理店を通じて

0120-78-2269

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

通話料
無料

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。